

議案第12号

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政不服審査法の改正を踏まえ、葛飾区情報公開審査会を廃止するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会」を「葛飾区長（以下「区長」という。）、葛飾区教育委員会、葛飾区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾区農業委員会及び葛飾区議会（以下「議会」という。）」に改める。

第6条中「議長」を「葛飾区議会議長」に改める。

第12条から第14条までを次のように改める。

(審理員の指名及び通知並びに葛飾区行政不服審査会への諮問)

第12条 実施機関（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項第3号に掲げる機関であるものに限る。）は、この条例の規定による処分（同法第1条第2項に規定する処分をいう。）に関し、同法第4条の規定により審査請求がされたときは、同法第9条第1項の規定による指名及び通知を行うものとする。

2 実施機関（行政不服審査法第9条第1項第3号に掲げる機関であるものに限る。）及び議会は、同法第42条に規定する審理員意見書の提出を受けたときは、同法第43条第1項第2号から第8号までのいずれかに該当する場合を除き、葛飾区行政不服審査法施行条例（平成28年葛飾区条例第 号）第3条に規定する葛飾区行政不服審査会に諮問するものとする。

第13条及び第14条 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第13条第2項に規定する葛飾区情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。